

独立行政法人国立女性教育会館が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

令和3年3月1日

(一部変更) 令和4年7月21日

(一部変更) 令和7年2月21日

文部科学省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け	1
II. 中期目標の期間	4
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施</u>	4
(1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成	4
(2) 教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進	4
(3) 困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成	5
(4) 新たな課題（萌芽的課題）等に対応した男女共同参画研修の実施	6
2. <u>男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施</u>	6
3. <u>広報活動の強化と効果的な情報発信</u>	7
(1) 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信	7
(2) 男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進	8
(3) より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化	8
4. <u>男女共同参画の推進に向けた国際貢献</u>	9
(1) アジア地域等における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成	9
(2) 国際的課題への対応	10
5. <u>横断的に取り組む事項</u>	10
(1) 国内外の関係機関との連携強化・ネットワークの強化、若者の理解促進	10
(2) ICT の活用による教育・学習支援の推進	11
IV. 業務運営の効率化に関する事項	

1. 業務効率化に関する取組	11
（1）経費等の合理化・効率化	11
（2）調達等の合理化	12
（3）給与水準の適正化	12
V. 財務内容の改善に関する事項	12
1. 予算の適切な管理と効果的な執行	12
（1）予算執行の効率化	12
（2）自己収入の拡大等	12
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 内部統制の充実・強化	12
2. 情報セキュリティ体制の充実	13
3. 人事に関する計画	13
4. 長期的視野に立った施設・設備の整備等	13

別紙1 国立女性教育会館に係る政策体系図

別紙2 独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）の使命等と目標との関係

※Ⅲ. 1～5の各項目を一定の事業等のまとまりとする（下線部）。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け

〈法人の使命〉

会館は、独立行政法人国立女性教育会館法（平成 11 年法律 168 号）第 3 条の規定のとおり、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする独立行政法人である。

我が国では男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）（以下「基本法」という。）において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現について、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされている。

基本法に基づき「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）では、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ 推進体制の整備・強化」の 4 つの政策領域が示されている。会館は、男女共同参画社会の形成の促進に資する我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして役割を踏まえ、関係府省との連携を一層強化し、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組をより一層加速させることが求められている。

〈法人の現状と課題〉

政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」（1990 年）で示された国際的な目標である 30% の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、2003 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度となるよう期待する」との目標（以下「2020 年 30%」目標という。）を掲げ、官民の積極的な取組が行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況にある。基本計画においても、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30% 程度になるよう目指して取組を進めるとしている。

会館では、1977 年に設立されて以来、女性教育指導者をはじめ、男性、若年層にも対象を広げ、さらに、大学や企業等とも連携を図り、基本法や基本計画等に基づき、女性

教育・男女共同参画を推進する研修や教育・学習支援、専門的・実践的な調査研究や情報・資料の提供等を行うとともに、多年にわたり諸外国との連携（特にアジア地域における女性のエンパワーメントの貢献）に取り組んでおり、我が国における女性教育・男女共同参画を推進するネットワークと基盤を有している。

特に、研修事業では、調査研究など他事業の成果も活用して実践に結びつく専門性の高い研修を実施し、受講者から高い満足度を得ている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修方法は従来の集合型に限らず、オンライン型も活用しており、今後は、オンライン研修と集合研修を組み合わせた新たな研修スタイルを構築することが求められる。

男女共同参画社会の形成の促進に資する我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、果たすべき役割や意義は大変大きい。限られた資源を有効に活用して最大限の効果を出すため、効率的に会館を運営することが求められる。

〈法人を取り巻く環境の変化〉

新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女に関わらず社会的・経済的に大きな影響をもたらしている。配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化への懸念、また、雇用・所得への影響は特に女性に対して強く表れており、ポストコロナを見据え、男女共同参画社会の実現に向けて強力に取り組むことが必要である。一方で、この影響を負の側面のみならず変革の好機としても捉え、社会や人々の生活様式の変容を踏まえた、研修や調査研究事業等を行うことが必要である。研修事業に関しては、第4期中期目標期間中から、e ラーニングを活用した動画配信と連携した取り組みを実施しており、今後は、オンライン研修と集合研修それぞれの利点を生かした、新たな研修体系を構築することが必要である。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5では、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を廃絶していくことなどが記載されており、貧困等の生活困窮、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性への支援に関しても、取組を強化することが求められている。

〈次期中期目標期間における取組等〉

これらの会館の使命や現状と課題等を踏まえ、以下の取組を実施することが期待される。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容を考慮しつつ、基本計画等で示された政府の政策に基づき、女性がその資質・能力の向上等を図り、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画するための力をつけることができるよう、女性のみならず男性、若年層も対象に男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育を進めるな

ど、男女共同参画に係る研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進する。
特に、若年層に対して男女共同参画意識の醸成を図る取組の充実を図る。

- ・ 第4期中期目標期間に引き続き、国、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業、NPO 等と連携の強化を図りつつ、男性、若年層等も対象に幅広い事業展開を実施するとともに、多年にわたり蓄積した様々な資源を有効に活用して、国内外へのネットワーク構築を一層推進する。
- ・ 政策・方針決定への女性の参画拡大を推進するため、関係府省等と連携し、組織やリーダー等の意識改革や女性の活躍のための環境整備に努める。また、子供たちにとって身近な存在である教育分野における女性管理職登用を促す研修や、調査研究を引き続き実施するとともに、教育委員会や男女共同参画センターとも連携し、学校等において子供たちに対して男女の平等を推進する教育・学習に資する研修の充実を図る。
- ・ 将来にわたり、男女共同参画社会の形成を促進するためには、「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえて、災害や貧困、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性を支援するため、女性関連施設等の相談員への研修の充実を図る。
- ・ ポストコロナを見据えて、オンライン研修と集合研修を併用した新たな研修体系を速やかに構築するとともに、研修事業に限らず、広報・情報発信や調査研究の成果などについても、より効果的に ICT を活用して、国内外のステークホルダーに対して広く周知するなど、広報活動の強化を図る。
- ・ 組織及び業務運営に関しては、引き続き、経費や調達等の合理化・効率化を図るとともに、適切な予算管理を行い効率的な執行に努めること。さらに、組織規模を踏まえ理事長のリーダーシップのもと、会館が果たすべき役割や課題を職員全員が共有し、迅速に取り組むなど内部統制等の継続的な見直しや電子化等に取り組み、業務の徹底した見直しと効率化を図る。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係

Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日

までの5年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施

(政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進)

「2020年30%」目標については、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況であるが、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきており、男女共同参画社会の形成の促進に資する取組をより一層加速させることが必要である。そのため、基本計画を踏まえ、会館が中期計画で定める研修体系に基づき、重点的に実施すべき研修を以下の通り定める。また、国立青少年教育振興機構、国立特別支援教育総合研究所、教職員支援機構及び会館の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

(1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成

地方公共団体や男女共同参画センター等地域において、女性の活躍や男女共同参画を推進するリーダー、企業や大学・学校等の組織において女性の活躍やダイバーシティを推進するリーダー等男女を対象とし、女性が活躍できる組織の在り方、課題把握、課題解決のための取組の在り方、男性の育児参画支援などについて、関係機関と連携して実践的に学習する機会を提供する。

また、女性の活躍のための環境整備を推進するため、オンラインも活用した参加者同士のネットワークの構築を促進し、多様なリーダーが分野を越えて横断的に情報交換を行い、課題を共有し、解決策を探る機会を提供する。

【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

(2) 教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大に向けた取組の充実と男女共同参画に関する教育の推進

教育分野における指導的地位(校長や副校長・教頭)に占める女性の割合は年々増加しているが、第4期基本計画成果目標に記載する「初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合」の「20%以上」には届いていない。また、学校における管理職に占める

女性の割合をみると、都道府県等により差が生じている現状がある。

我が国において男女共同参画社会の取組が進まない要因の一つに、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していると考えられており、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であると、基本計画にも記載されている。子供たちにとって、教職員は最も身近なロールモデルの一つであり、教育現場において男女共同参画の推進を図ることは極めて重要である。基本計画では、指導的地位（校長や副校長・教頭）への女性の登用、特に、校長への女性の登用や女性管理職割合の低い地域への取組の推進、さらに、校長をはじめとする教員への研修の充実を図ることが求められている。そのため、女性教員の管理職登用の促進に資する取組の好事例などに関する調査研究の成果を活用するとともに、教育委員会や初等中等教育諸学校等の管理職・教職員に対して、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を含めた研修を実施し、学校等における男女共同参画に関する教育・学習の充実を図る。併せて、オンラインを活用した参加者同士のネットワークの構築を図る。

【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

（３）困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成

「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」では、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響は大きく、困難な課題に直面する女性に対して、実情に応じたきめ細かな支援を行う人材の養成が不可欠である。そのため、関係府省等と連携し、男女共同参画センター等において、困難な状況に置かれている女性を支援する人材育成を支援するために、専門的知識・技能の向上を図る研修を実施する。

【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

・アンケート調査等では、課題等の改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

（４）新たな課題（萌芽的課題）等に対応した男女共同参画研修の実施

新型コロナウイルス感染症や自然災害などは、全ての人の生活を脅かすと同時に女性と男性に対して異なった社会的・経済的な影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。こうした性別による影響などを踏まえて、男女共同参画の推進に影響を与える新たな課題等に対応した研修の実施・支援に取り組む。

なお、実施したプログラムについては、研修参加者へのアンケート調査等を実施するほか、その新規性と積極性を踏まえ、そのプログラムが男女共同参画を推進する上で効果的であるなどの観点から評価を行う。

【重要度：高】男女共同参画を推進するためには、地方公共団体、男女共同参画センター、企業などの民間団体等多様な分野における女性活躍や男女共同参画を推進するリーダーを育成し、その力量を形成・向上させるとともに、実際の業務に役に立つことが効果的であるため。特に、子供への影響も大きい教育分野における男女共同参画の推進は重要な取組である。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害により困難な課題等に直面する女性に対する支援の必要性が高まっているため。

２ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施

（政策目標１ 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標１－６ 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進）

基本計画では、男女共同参画の推進に当たっては、状況や課題を適切に把握するための男女別データの利活用の促進と、当該データを男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげることが重要であるとされており、会館では、中期計画で定めるロードマップに基づき、男女の置かれている状況を客観的に把握するための調査研究を実施する。

初等中等教育分野における女性教員の管理職の登用や、初等中等教育分野における男女共同参画の促進、持続可能な開発目標（SDGs）に関する教育機会の拡大に伴う教員の理解促進等に資する調査研究を実施する。

また、基本計画において、国際連合統計部が各種統計の作成過程にジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘していることを踏まえ、ジェンダー統計についての国際的動向に関する情報を収集するとともに、地方公共団体や男女共同参画センターにおけるジェンダー統計の利活用の促進を図る。

さらに、女性のキャリア形成や意思決定過程への参画について調査研究を行うとともに、男女共同参画センター等において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて更に深

刻化する困難を抱えた女性支援の在り方等についての調査研究を実施する。

調査研究で把握された現状と課題等の成果は、研修プログラムの作成等に活用することとし、当該目標期間中に、時代の変化によって新たな課題が生じた場合は、当該課題の解決に資する調査研究の実施を検討する。

【指標】

- ・ 中期目標期間中に調査研究を5件以上実施する（平成28～令和元年度実績：5件）。
- ・ 調査研究から把握された課題や実態を、研修プログラムの企画・開発を行う際の参考として活用する。また、調査研究のプロセス、または各年度の研修への活用状況について評価できるような目標を中期計画で設定し、外部の有識者の評価を受け、研究内容の改善を図るとともに、研究成果の普及についての助言を得る。

3 広報活動の強化と効果的な情報発信

（政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進）

基本計画において、会館の役割として、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図ることが挙げられており、男女共同参画に関わる様々な情報が会館にアクセスすることで幅広く利用できる体制を整え、地方公共団体、企業、大学、学校を始めとした教育機関等において、関係者が情報を有効に活用できる環境を整える。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や関係府省、地方公共団体等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情報を幅広くとりまとめて整理し、文部科学省や関係機関等と連携してわかりやすく提供していく。

また、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、国内外のより多様な主体への広報・情報発信を充実・強化していくことにより、研修参加者等の増をはじめとした事業の一層の充実を図る。

（1）女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信

女性の活躍推進や男女共同参画に関連する施策等について、引き続き、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集し、地方公共団体、企業、大学、学校等を始めとした機関等において、関係者が情報を有効に活用し、男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施につなげられるよう整理する。

また、女性教育情報センター利用者に資料等を提供するとともに、女性情報ポータル及びデータベースの整備充実を図り、広く国民に対してわかりやすく情報発信を行う。

【指標】

- ・中期目標期間中にデータベース化件数については、13 万件以上（平成 28～令和元年度実績：データベース化件数 110,669 件）。
- ・中期目標期間中にのべ 150 か所以上の男女共同参画センターや大学等に女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに応じた図書をパッケージ化して貸し出すことにより、学習者への支援を行う（平成 28～令和元年度実績：のべ 142 か所）。

（２）女性教育・男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進

女性教育等に関連する歴史的な資料について、外部有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。

【指標】

- ・女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに 5 千点以上データベース化する。アーカイブ企画展を中期目標期間中にのべ 30 機関以上と連携して実施する（平成 28～令和元年度実績：連携機関数 31 機関）。
- ・これまで実施した基礎的研修の実績を踏まえ、女性アーカイブを所有する施設間のネットワーク形成に重点を移し、中期目標期間中に女性アーカイブに関する研修を実施し、毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、85%以上から研修成果を効果的に活用できているなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

（３）より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化

会館の事業や取組について積極的に国民に周知し、会館のプレゼンスを高めるため、会館としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントのもとに効果的な広報活動を推進する。ICT の活用により多様な主体への広報活動を充実・強化する。

また、民間企業や大学等の多様な主体別・目的別の情報提供を図るとともに、大学等における男女共同参画イベント情報等の女性情報ポータルを充実させることにより、大学・民間企業等に対する情報発信を強化する。なお、ターゲットごとの具体的な広報及び目標値等については、広報計画に記載する。

さらに、多様な場で男女共同参画に関する研修等が実施されるよう、会館で実施する研修や取組について、地方公共団体や男女共同参画センターのみならず、企業や大学を始めとした教育機関等に対しても、情報発信やプログラムの提供等を行う。

【指標】

- ・ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に 45 万件以上達成する。（平成 28～令和元年度実績：44 万 7 千件（年平均））
- ・調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、会館の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、わかりやすい冊子や動画にまとめて発信する。

【重要度：高】女性の活躍や男女共同参画を推進するためには、より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化を早急に図る必要があるため。

4 男女共同参画の推進に向けた国際貢献

（政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進）

会館は、男女共同参画推進のための我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、アジア地域等における女性のエンパワーメントの貢献に資するため、引き続き、男女共同参画推進のための人材育成を実施する。

また、諸外国の関係機関との連携等を通じて収集した男女共同参画に係る国際的な課題や取組の状況を、国内にフィードバックすることにより、国際的課題の解決に向けた取組を推進する。

引き続き、男女共同参画推進のための人材育成を諸機関と連携をはかりつつ実施する。

【指標】

- ・中期目標期間中に、国際関係事業を 10 件以上実施する（平成 28～令和元年度実績：10 件）。

（1）アジア地域等における女性教育・男女共同参画推進のための人材育成

基本計画の重点分野「11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でも示されているように、2015 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030」の達成、及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画に関連する国際的な取組に貢献することが求められている。

このため、SDGs のジェンダー主流化や 17 のゴールに基づき、日本及びアジア地域等の共通のジェンダー課題をテーマに各国の女性教育・男女共同参画推進のための人材を育成に資するセミナーを開催する。

【指標】

- ・毎年度、セミナー参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラス

の評価を得る。

- ・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

（２）国際的課題への対応

国連女性の地位委員会（CSW）や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）で求められている課題（女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップ、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等）について、ジェンダー平等政策の先進的な取組をテーマとして取り上げ、国内外の関係者による国際セミナーを実施するとともに、先進的な取組における女性支援施策の情報を収集する。

また、これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、男女共同参画に関する情報交換や協働事業等を実施する。

【指標】

- ・毎年度、研修参加者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査等を実施し、80%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・アンケート調査等では、課題などの改善点に関する調査も行い、研修等の見直しを図ること。

5 横断的に取り組む事項

（政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進）

男女共同参画社会の実現に向けて、会館は上記のⅢの 1～4 に掲げる事業を有機的に結び付けて取組を行うことが特に重要であり、各事業において、国内外の関係機関との連携を一層強化する。社会に対して幅広くアプローチし、多様な主体に対して会館の取組を積極的に発信し、会館の活動への理解の浸透を図り、男女共同参画社会の実現に貢献する。

また、男女共同参画推進のためには、男女が希望するときに希望する場所で学ぶことができる機会を提供することが重要である。このため、幅広い教育・学習機会の提供のために e ラーニングを始めとした ICT の活用を推進する。

これらの取組を事業横断的に推進する。

（１）国内外の関係機関等との連携・ネットワークの強化、若者の理解促進

会館は、男女共同参画を推進するためのナショナルセンターとして、地方公共団体、大学・学校等の教育機関、学会等の学術関係団体、経済団体、企業、男女共同参画セン

ター、女性団体、海外の機関等と分野横断的に連携し、ネットワークの構築を図り、関係機関との連携を強化する。

会館では、男女共同参画に係る研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献の取組を実施するにあたり、より多様な主体へ積極的に広報を行う中で、若者の男女共同参画に関する意識・意見を把握するとともに、次代を担う若者への男女共同参画に関する理解を促進させる取組を実施する。男女共同参画は、男性にとっても重要であり男女が共に進めていく必要であるため、女性に限らず男性への理解促進の取組も進める。

【指標】

- ・中期目標期間中にのべ 120 機関以上との協働で研修事業等に取り組み、連携によるより効果的な事業を実施する（平成 28～令和元年度実績：のべ 118 機関）。

（２）ICT の活用による教育・学習支援の推進

これまで会館が主催する研修等に直接参加する機会がなかったリーダーを始め、地理的理由等から直接の参加が困難な国民に幅広く学習機会を提供することができるよう、e ラーニングやオンライン研修等による教育・学習支援を行う。

【指標】

- ・オンライン研修については、会館で実施する研修等の内容の一部又は全部について、オンデマンド配信を中期目標期間中に 40 件以上実施する（平成 28～令和元年度実績：25 件）。

【難易度：高】男女共同参画をさらに進めていくためには、男性や若年層の理解をさらに進める必要がある。また、これまで試行的・先駆的に ICT の活用や e ラーニング教育に取り組んできており、デジタル技術の急速な進化に伴い変容する社会環境において、より幅広い学習者層を対象に、適切な ICT の活用やオンラインによる教育・学習支援プログラムを推進する挑戦的なものとなることから、難易度は高い。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 業務効率化に関する取組

（１）経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に取り組み、業務の徹底した見直し、効率化を図ることにより、一般管理費（公租公課を除く。）については、令和 2 年度と比して 5 % 以上、業務経費（公共施設等運営事業等関係経費を除く。）についても令和 2 年度と比して 5 % 以上、今中期目標期間中に効率化を図る。

（２）調達等の合理化

契約については「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、コストを削減し公正性、透明性を確保する。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教職員支援機構及び会館の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

（３）給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適切な管理と効果的な執行

（１）予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

（２）自己収入の拡大等

受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の外部資金の受入れ、施設の有効利用促進等により、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップのもと、適切な予算配分等を行う。また、自己収入の取り扱いでは、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や課題等の情報を職員が共有し、所要の規則等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実するとともに、役職員のモチベーション・使命感の向上に取り組む。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制・リスク管理の充実及び監事による監査機能を強化する。また、監事による監査及び会館が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制等の継続的な見直しを図る。

2 業務環境のデジタル化及び情報セキュリティ体制の充実

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。あわせて、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群、外部機関の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

3 人事に関する計画

職員の専門性を高めるため研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。さらに、業務の効率的・効果的な運営のため、人員を適切に配置するとともに、人事交流等により、研究職員やデジタル人材等を確保し組織の活性化を図る。そのため、人材確保・育成方針を策定しその取り組みを進める。

4 長期的視野に立った施設・設備の整備等

長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める。「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和6年7月30日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）に基づき、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能は本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については、令和12年度までを目途に撤去すべく、必要な準備を行う。

女性教育・男女共同参画に関する業務の着実な遂行により、多様な主体による施設の利活用をより一層推進するとともに、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。研修施設の

利用率について、中期目標期間中に50%以上を達成する（施設全体利用率の平成28～令和元年度平均実績：50.8%）。

なお、災害時等において、国や地方公共団体等から避難者等の受け入れの要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効利用する。

国立女性教育会館に係る政策体系図

女性教育、男女共同参画に係る教育・学習関連政策における国の責任

■男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

国は、男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、国民の理解を深めるための措置（第16条）、調査研究（第18条）、国際的協調のための措置（第19条）、地方公共団体及び民間の団体に対する支援（第20条）のために必要な措置を講ずることが求められている。

■第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月18日閣議決定）

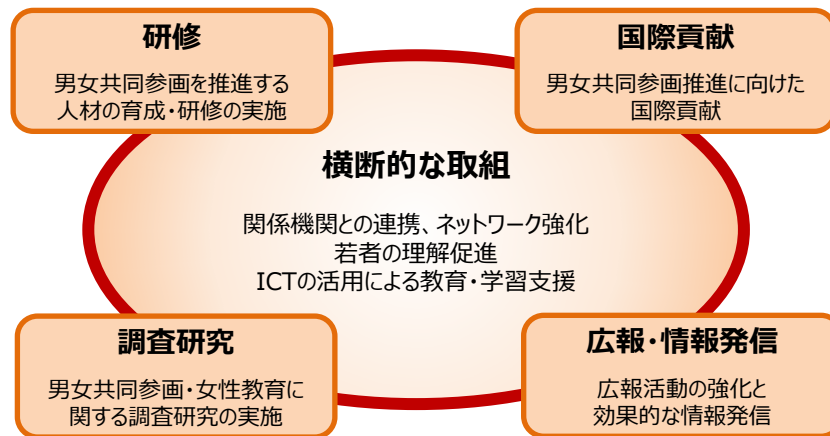
男女共同参画社会基本法に基づき策定された5か年計画。

会館の役割についても明記されている。

■独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年12月22日法律第168号）

会館の目的については第3条において「会館は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする」とされている。

独立行政法人 国立女性教育会館



我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、これまでに蓄積した様々な資源を活用し、女性の活躍をより一層推進するため、関係府省、地方公共団体、企業や大学等教育機関等との連携・ネットワークを一層強化し、国内外のより多様な主体に対する積極的な広報・情報発信を充実・強化することにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月18日閣議決定）

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

1(2) ア 校長をはじめとする教職員への研修の充実

- ②独立行政法人国立女性教育会館において、初等中等教育機関の教職員、教員委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実（オンラインの活用を含む。）を図る。

イ 男女平等を推進する教育・学習の機会

- ⑤独立行政法人国立女性教育会館において、関係省庁、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。

ウ 大学、研究機関、独立行政法人等により男女共同参画に資する研究の推進

- ②独立行政法人国立女性教育会館において、教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供を行う。
- 2(2) ⑨独立行政法人国立女性教育会館において実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施する。

Ⅳ 推進体制の整備・強化

3(2) Ⅰ 国立女性教育会館における取組の推進

- ①国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能のさらなる充実・深化を促進する。

独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年12月22日法律第168号）

（業務の範囲）

第十一条 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
- 二 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。
- 三 第1号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
- 四 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。
- 五 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 六 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 七 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。

- 2 会館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を一般の利用に供することができる。

独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）の使命等と目標との関係

（使命）

NWECは、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的としている。

（現状・課題）

（環境変化）

◆強み

- ・1977年に設置されて以来、女性教育に関する研修・調査研究・情報収集及び国際貢献等の事業成果を有機的に活用し、地域における男女共同参画を支援。国や自治体、大学、企業等との幅広いネットワークを構築し、女性教育及び男女共同参画を推進する基盤を保有。
- ・研修事業では、調査研究など他事業の成果も活用して、実践に結びつく高い専門性のあるプログラムを提供し、受講者から高い満足度を獲得。

◆課題

- ・オンライン研修により増加が見込まれる受講者に対して、集合研修と同様の高い評価が得られる研修プログラムを提供。
- ・効果的かつ効率的な優れた成果を達成する事業運営。

○新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変容を踏まえ、従来の「集合研修」に加え、「オンライン研修」も活用して、両方の良さを併用した新たな研修体系の構築が必要。

○持続可能な開発目標（SDGs）の「ジェンダー主流化」やゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえ、貧困等の生活困窮、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性への支援を強化するための取組が求められる。

（中期目標）

- 第5次男女共同参画基本計画の策定を踏まえ、男性や若年層、大学や企業なども対象に、男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習支援の取組を一層推進。
- 集合研修とオンライン研修を併用した新たな研修体系を構築し、研修プログラム等の内容の充実を図る。
- 教育分野における政策・方針決定への女性の参画拡大と男女の平等を推進する教育・学習支援の充実。
- 「持続可能な開発のためのアジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）のゴール5に対応した、貧困等の生活困窮、セクハラや暴力等の困難な課題に直面する女性への支援に関する取組の推進。
- 広報活動の強化と国際貢献の推進。
- 法人運営の効率化と財政基盤の強化。